

平成 23 年 12 月 7 日

チーム医療推進会議
座長 永井良三 殿

< チーム医療推進会議構成員 >

日本医師会常任理事 藤川 謙 二

日本歯科医師会副会長 宮村 一 弘

日本薬剤師会副会長 山本 信 夫

日本放射線技師会理事 北村 善 明

日本理学療法士協会会長 半田 一 登

< チーム医療推進方策検討

ワーキンググループ構成員 >

日本作業療法士協会会長 中村 春 基

特定看護師（仮称）問題について

（ 1 ）日本医師会は、平成 23 年 11 月 18 日開催の「第 9 回チーム医療推進会議」において、特定看護師（仮称）問題について、

国民や患者が望む制度なのか

侵襲性の高い医行為及び難しい判断を伴う医行為は医師が行うべきである

「ミニ医師」ではなく、看護師にしかできない業務を究めるべきである

看護師が安全に実施可能な診療の補助行為の整理について

看護職以外の医療関係職との関係について

具体的指示と包括的指示について

法制化による影響等について

の、7項目について問題点を指摘し、チーム医療を推進し安全な医療提供確保の観点から慎重な議論を求めた。これらの問題点についての検討が不可欠である。

- (2) 「看護師特定能力認証制度骨子案」について論ずる前に、まず一般の看護師が診療の補助として実施できる行為を検討のうえ、通知で示すべきである。その際には、厚労省研究班の調査で示された203項目の検討が必要である。これにより相当程度、業務の拡大が進むことになる。
- (3) 一般看護師の業務拡大にあたっては、医療安全を高めるために、現場のOJT（現任教育）等による研修を実施していくべきである。
- (4) チーム医療の推進にあたっては、薬剤師等の医療関係職種の業務の範囲やその拡大についても同時に議論していくべきである。
- (5) 「特定看護師（仮称）養成調査試行事業」（平成22年度開始）により、2年間教育を受けた一定程度の数の者が「特定看護師（仮称）業務試行事業」（平成23年度開始）により検証を受けるには、最低でもあと1年は必要である。また「チーム医療実証事業」の検証も必要である。したがって、試行事業の終了後、その結果の検証をしてから議論をすべきである。